

兵庫県防災会議運営規程の改正について

運営規程を下記のとおり改正することとします。

1 改正箇所

(1) 代理人の報酬及び旅費

委員が防災会議に出席したときに、報酬を支給することを明記するとともに、代理人が出席するときも報酬を支給する。

委員が防災会議に出席したときに、旅費を支給することを明記するとともに、代理人が出席するときも旅費を支給する。

* 改正理由：今までは運用で実施してきたが、根拠を明確にするため新たに規定する。

(2) 幹事の任期

幹事の任期については、委員の属する機関から任命され、幹事会をもって防災会議の所掌事務について委員を補佐し事務を推進することに鑑み、委員の任期と同様に2年とする。

なお、現在の幹事の任期は、現在の委員の任期（平成18年10月31日）までとする。

* 改正理由：国民保護協議会幹事の任期（2年）と同様とする。